# 福山市立大津野小学校生徒指導規程 ~みんなで守ろう!Happy Life~

#### 第1章 総則

## 第1条 (目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するための ものである。児童が自主的・自律的な学校生活を 送るために必要な事項を定めるものである。

(詳細は「大津野小ガイドブック」参照)

#### 第2章 学校生活に関すること

#### 第2条(登下校)

- (1) 登校班で安全に一列登校をする。
- (2) 班長・副班長の役割を果たす。
  - ① 集合場所に早めに行く。
  - ② 問題が発生したら副班長(班長)が残り,班長 (副班長) が近くの「子ども 110 番の家」や商 店などに助けを求めに行く。
  - ③ 地域の方に進んであいさつをする。
  - 礼の「会釈」をする。
  - ⑤ 学校に着いたら「登校の記録」を書く。
- (3) みんなの約束を守る。
  - ① 集合時刻を守る。
  - ② 遅れる時や欠席の時は、班長や副班長に連絡を する。
  - ③ 忘れ物をしても取りに帰らない。
  - ④ 防犯ベルをランドセルや体に身に付けて登下 校する。
- (4) 決められた通学路を通って下校する。
  - ① 学年下校・一斉下校で、複数で下校する。
  - ② 困ったことがあったら,近くの「子ども110番 の家」や商店などに助けを求めに行く。
- (5) 欠席・遅刻・早退する場合は、保護者が事前に 連絡帳で学校に連絡する。(緊急の場合は,電話 でもよい。)

### 第3条(服装)

- (1) 学校生活に適した服装をする。
  - ① 規定服・規定帽子(紺・白)を着用 \*規定ズボン (短・長)・スカートを着用
  - ② 通学靴は,白の運動靴
  - ③ 室内履きは、スクールシューズ

- ④ 靴下は,白・紺・黒 (ワンポイント可, 直径 3.0 cm以下) (ニーハイ・くるぶしソックス,レースは不可)
  - ⑤ レギンス・タイツは、白・紺・黒(体育時は着 用不可)
- ⑥ アクセサリー (ピアス・イヤリング, 指輪等) は不可
- (2) 学校生活にふさわしい身だしなみをする。
  - ① シャツのボタンをとめる。 (夏季はボタンを1つ開けてもよい)
  - ② シャツをズボンやスカートの中に入れる。
  - ③ スカートの下に体育のハーフパンツを履かな い。(インナーパンツ可)
  - ④ インナーシャツは、華美でないものにする。
  - ⑤ ベスト・セーターは、規定服の下に着用する。
  - ⑥ 名札を左胸につける。

## 第4条 (頭髮)

- ④ 交差点で止まってくださった運転手の方にお (1) 学校生活にふさわしい髪型をする。前髪が長い 子はピンでとめる。
  - ① 髪の毛は、染めない。パーマをかけない。
  - ② 一部だけ極端に短くしたり、長くしたりしない。 (側頭部, えりあし, 切れ込み, ツーブロック等)
  - ③ 髪が肩にかかる児童は結ぶ。
  - ④ ゴムは、黒・紺・茶色の単色。ピンは、黒・紺・ 茶色 • 銀色。

\*社会通念上,一般的見地から判断します。

## 第5条(持ち物)

- (1) 学習に必要な物を忘れないように持ってくる。
  - 持ち物には全て名前を書く。
  - ② 学習に必要のない物 (キーホルダー等) は、持 ってこない。
  - ③ 携帯電話は、持ってこない。
  - ④ 筆箱や道具箱の中には、決められた物を入れて おく。(彫刻刀・カッターナイフは,道具箱に 入れない。)

#### 第3章 校外生活に関すること

## 第6条(生活)

- (1) 生活のきまりを守り、楽しい生活を送る。
  - ① 帰宅時刻は、4月~9月 午後6時 10月~3月 午後5時

- ② 子どもだけで、大津野学区外に行かない。
- ③ ゲームコーナーやゲーム類のある所に立ち寄 らない。
- ④ 用もないのにお店に入らない。
- ⑤ カードやゲームの貸し借りや交換,売り買いを しない。
- ⑥ 休日,放課後等,学校敷地内でゲーム機,カードゲーム等を使用しない。

### 第7条(交通安全)

- (1) 交通ルールを守り、安全な生活を送る。
  - ① 信号や交通標識を守る。
  - ② 横断歩道を渡る。
  - ③ 踏切では、自転車は、押して渡る。
  - ④ 自転車に乗るときは、安全対策をして、ヘルメットを着用する。
  - ⑤ 片側通行をする。(道路状況に応じて)

## 第8条(遊び)

- (1) 危険な遊びをしない。
  - ① 火遊び
  - ② 子どもだけでのつり・水泳・花火
  - ③ 道路やがけでの遊び・基地遊び
  - ④ エアーガン・ガスガンなど
  - ⑤ 夜遊び

\*以上の規程等が守られなかった場合,個別指導及び保護 者連絡を行う。

## 附則

第1条 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

第2条 この規程に定められていない事項については、 児童の実態や場の状況に応じ、かつ指導上必要 がある場合は、随時修正、加筆して運用する。